

第2回 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 議事録

日 時：令和2年9月30日（水） 18：30～20：30

開催方法：Web 会議

出席者：【委員】10名

【オブザーバー】6名

家庭裁判所宇部支部、宇部公証役場、宇部市社会福祉協議会
市障害福祉課（2名）、市高齢者総合支援課

1 委員紹介

2 オブザーバー紹介

3 議事

会長：今日は家庭裁判所、公証役場がオブザーバーとして参加。

会長：前回の協議会終了後、「協議会が行う調査はどのように行うのか」と質問があった。
一例として金融機関は今後、連携先として重要なので話を聞いてみたい。

委員：制度と深く関わりのある施設職員など対象を絞った調査を段階を追って実施する。今
後、施設職員を対象とした調査も含めて、検討をお願いしたい。

会長：内容等については今後の協議会で検討。病院関係者からのヒアリングはどうか。

事務局：計画策定後は、様々な指標等によるモニタリングも必要。その過程で実施したい。

副会長：計画の中に調査の仕方や専門家を招く等の文言をいれていただきたい。

会長：協議会の役割として、利用促進の旗振り役である中核機関の宇部市成年後見センター
のモニタリング。このことを計画にも盛り込んでいきたい。

会長：宇部市成年後見制度利用促進基本計画骨子について。第1章「計画策定の意義」に計
画策定の経緯が必要と意見があった。宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会
で検討された中核機関に関する基本的な考え方を明記し、それを受けて基本計画で
どのように取り組んでいくという趣旨。「計画策定の意義」では、利用促進律、国の
基本計画との関係性を、「計画の位置付け」では、地域ふくしプランとの関係性も整
理していく。

事務局：現在、第2次地域ふくしプランを策定中。地域ふくしプランは、宇部市の福祉の分
野別のプランを総括する位置づけで、この基本計画もその下にぶら下がる。この基
本計画を第2次地域ふくしプランに落とし込んでいく作業が必要。

会長：宇部市の福祉を貫くプランとして地域福祉プランがある。その中で、成年後見制度についてはこの基本計画で策定するということが記載したほうが良い。

副会長：地域ふくしプランの内容はかなり広範囲と思うが、この基本計画も広範囲。障害福祉、高齢福祉で共通の課題になると思う。そういう共通点を各分野でどのように串刺しにしていくのかをイメージできるように作ってもらいたい。

会長：次に第1章4「計画の策定体制と進行管理」について指標がないと、評価できない。

事務局：図りやすい、把握しやすい指標を検討していただきたい。

会長：第2章はタイトルを「宇部市の現状と課題」にしてはどうか。

現状分析のため、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の現状」、「手帳を持たないけど障害認定を受けているサービス利用者数」が必要と意見があった。「成年後見制度に関する実態調査」は第2章「現状と課題」に記載しては。

利用促進のポイントとして資産の有無がある。生活に困窮している人は、後見人へのニーズが財産管理より、通院のサポートや、家族関係の調整だと思う。ニーズに合致した成年後見制度の利用促進を考える時に、想定している人がどんな人なのかを念頭に置いて考えていく。報酬助成制度の件数や割合、宇部市内の親族後見人の数や割合についても記載する。

会長：次に、宇部市の任意後見の概況を公証人から教えていただきたい。

公証人：日本公証人連合会の任意後見契約公正証書作成件数は平成16（2004）年で3,547件。その後、右肩上がりが増加。平成26（2014）年は9,737件で3倍になり、その後平成27（2015）年以降は、年間一万件を超えている。令和元（2019）年は1万3,937件。今年はおそらく全国的に1万5,000件を超えると予想されている。宇部市と山陽小野田市、美祢市が該当する宇部公証役場の管内は、数字の変化はそれほどないが、平成26（2014）年が18件、平成27（2015）年が16件、平成28（2016）年が19件、平成29（2017）年が20件、平成30（2018）年が23件、平成31（2019）年は11件、令和2（2020）年は8月までで15件。令和2（2020）年は、24～25件になるのではと予想している。

市民は非常に注目しており、いろいろな相談がある。ただ、公証役場は、任意後見契約に関わるものだけのため、すでに認知症状があると聞いた時点で、裁判所の法定後見制度の手続きをお答えしているが、市民にとって裁判所は非常にハードルが高い。裁判所の話をすると、「行きにくい。」と躊躇されていることが多い。任意後見では、判断能力がしっかりある間に契約を結び、「認知症になったときに、任意後見監督人に選んでください。」と任意後見に移行する手続きを説明するが、その判断能力の変わり際を、誰がどのように判断するのが難しい。もちろん契約

書上は、医療関係者、周りのサポートの方の意見を聞いて、面接を受けてその人と意見を聞きながら決めることになっているが、その辺りがなかなか難しい。

私の個人的な意見としては、医師が相談を受けた時に、アドバイスをしていただくと非常に良いと思う。

委員：非常に悩ましいところ。私だけかもしれないが、法定後見制度の診断書を書いているが、実は任意後見制度に携わることがない。任意後見とは、本人が元気なうちに、後見人を決めておき、その方が認知症等になった時に後見人がそのまま継続されるという解釈でよいか。

会長：あらかじめ自分の判断力が落ちたときに、この人にやって欲しいと決める。本人が判断能力が不十分になってしまうと、任意後見受任者が適切に事務処理を行っているかチェックする人として、任意後見監督人を裁判所が選任し、選任後、任意後見人の業務が開始するという仕組み。

委員：ほとんどの人は知らないと思う。

先程、認知症の話題が出たが受診をしても明らかな認知症と気が付かない場合がある。家族の人やケアマネージャーや日頃利用しているデイサービスの職員でないとわからない認知症がある。よく職種協働とか、地域包括ケアシステムの構築と言われているが、医者だけが中心ではなく、いろんな職種の方々が様々な情報が共有できるような仕組みづくりをぜひ、お願いしたい。

公証人：任意後見を締結すると受任者は「身上配慮の責務」が法律上ある。任意後見契約を結んだということは、受任者は本人の判断能力が低下するまでの間、この人が任意後見に移行するか、本人がどのような状態になっているのかを、医療従事者や支援者に報告を求め、手続きを移行するという責務がある。任意後見契約を結んでない方が認知症になった場合は家族間でしかわからないし、積極的に医師の治療を受けておらず、認知症だが結局、生活を継続しているケースがある。任意後見契約については、締結後の実状は把握できないが、契約を結んだ以上、責任が求められる。

委員：医師会の方でも、なるべく周知していくよう努めたい。

会長：任意後見契約の公正証書作成費用は、どのくらいかかるのか。

公証人：任意後見の契約の方法は、大きく分けて将来型と移行型がある。速効型といって認知症のぎりぎりの方ですぐ移行した方がいいようなケースもある。移行型は、まず事務委任契約を結び、判断能力が低下した時に任意後見契約に切り替える方法。移行型は二つの契約を結ぶ。その場合で、法務局への登記と合わせても、4万5000円程。将来型は、任意後見契約だけで3万円ぐらい。

会長：任意後見監督人が選任されたら通常法定後見の同じ報酬か。

家庭裁判所：成年後見監督人の報酬については、本人の資産の状況を考慮した基準がある。

委員：実際に発効の段階で選任される任意後見監督人への報酬が問題になる。法定後見人の報酬より、任意後見監督人の方が安いイメージ。

家庭裁判所：具体的な金額まで提示できないが、私もそういう認識ではある。

公証人：任意後見の相談者の受任者は、ほとんど親族。無報酬の場合が多い。任意後見に移行すると任意後見監督人に報酬が発生し、司法書士や弁護士が選任されることが多いので、それなりの金額は必要。報酬の金額は不明だ。任意後見監督人の報酬は法定後見人の報酬と比べて安い、非常に負担で任意後見に二の足踏む方が多い。

会長：宇部市の報酬助成は任意後見は対象外か。

事務局：対象外。

委員：任意後見の利用が増えると、本人の判断能力が不十分になった場合の擁護者があらかじめ決定しており、問題の解決も早いと思う。そういった意味で任意後見も報酬助成の対象にしていただければと思う。

公証人：宇部市成年後見センターが設置され、よいシステムができたと思っている。宇部市民対象のセンターという認識でいいか。

事務局：一般的な手続き等の説明は可能。報酬助成等は自治体によって基準が違う。

公証人：宇部市外在住の方で判断能力がボーダーラインで任意後見か法定後見か迷われている時にいうセンターを大いに利用してよいと案内してよいのか。

会長：中核機関は広域で運営しているところもある。宇部市民からすると、宇部市民が対象になろうかと思う。広域となると各市町の分担金等の話になると思うが、宇部市民の税金で市外の住民の相談に対応するのは、反対の意見もあると思う。

委員：成年後見制度の分野のみ広域で行うことは可能か。

会長：消防は宇部市、山陽小野田市で連携しているので、不可能ではない。

委員：成年後見制度は生命、身体に関わる事なので、連携すべき。

会長：誰が運営の旗振り役をするか等が課題になってくると思う。

会長：宇部市社会福祉会の日常生活自立支援事業と法人後見について。円滑な移行も含め、現状の評価が必要。評価指標をどうするか。何か困り事があってそれを解決するために成年後見制度を使うのであれば、後見人ができないことを期待されても困る。ニーズは大事。先程の話でもあったが、資産の有無でニーズが変わる。また、「お金がないから繋がらない」等もある。そういう視点は大事。

このように現状分析して、現状と課題ということで、第2章に組み込む。課題を抽出し、ニーズに答えられているかを検討してはどうか。前回の協議会でも議題に上がったが、成年後見制度の必要性がそもそもわかっているのか。具体的な課題、利用促進にあたっての課題を出すべき。

会長：最後の第3章はまとめとして利用促進に向けた宇部市の取り組みと今後の展望を記載する。宇部市のこれまでの取り組みと、基本計画に基づいてどのように取り組んでいくのかを記載してはどうか。

中核機関に期待される機能としてはたくさんあるが、まずは重点項目を決めて取り組んでいく。あまり抽象的な文言はよくないと思う。

「成年後見制度利用のメリット」は対象者によって変わる。高齢者と障害者でも、家族のいない認知症高齢者と家族がいる若年の障害者ではやっぱりニーズも異なってくる。そういうニーズを吸い上げるためには、包括支援センターとかで相談支援事業所等の一次相談窓口が重要になってくる。具体的には、地域包括支援センターが利用促進に向けてどのように行動していくのかという目標を盛り込んでいく。連携ネットワークの構築についても連携の具体的な中身を検討していく必要がある。重要なのが人材育成。例えば出先機関である地域包括支援センターとか、相談支援事業所の職員の人材育成のために研修会を何回やる等を計画に盛り込む。

センターも専門性がある職員でないと利用促進は難しい。中核機関の、人材育成という観点から、専門性を持った人材の配置もお願いしたい。専門性を確保するための包括支援センターや相談支援事業所への人材育成の補助金、研修の実施等を計画に盛り込んでいかないといけない。

構想としては、3章立てで成り立ち、現状と課題、今後の目標、取り組みを記載するという形で策定していきたい。

会長：副会長から、別冊用語集を作ったらどうかという、ご提案をいただいている。

副会長：わかりやすい用語集を希望。市民の皆さんに説明がしやすいように、用語の解説集を作ってもらいたい。

副会長：先程の人材育成について、市民対象の研修会は結局、課題がわかりにくく、意見がまとまっていない。包括の職員や社会福祉士等、専門職種対象の研修が少人数であると良い。専門性を生かすためにどう活用できるのかという研修があると良い。

会長：包括支援センター内で成年後見制度について、どの程度研修が行われているのか。

委員：権利擁護業務は業務の一つだが、知識にはばらつきがある。各センターで差があると思う。地域包括支援センターが今後どんな形で、中核機関と連携するべきか、中核機関の出先機関として業務の一部を担っていくような形になるのか、中核機関を中心としたチームの一員として活動していくのかでも変わってくる。

会長：実際、出先機関はとして業務は可能か。

委員：地域包括支援センターの業務は大変多岐にわたっており、今の体制で受けるとは言えない。受けるのであれば体制の整備、支援体制の整備も必要。

会長：理想は、出先機関で成年後見制度使って自分の生活がどう変わるのかをイメージでき

るライフプランが立てられる体制が望ましい。それなら成年後見制度を使ってみよ
うという気になることが重要。これから高齢者世帯、単身世帯増えていく中で、すべ
て中核機関だけで行っていくことは現実的に難しい。例えば人件費補助など、どのよ
うな支援があれば地域包括支援センターとして業務が可能か検討してほしい。

会長：施設では後見人と会う機会もあると思うが、親族後見人と専門職後見人は違うか。

委員：親族後見人と専門職後見人を比べると、知識の違いがある。専門職後見人の場合、
手続きがスムーズに進みやすい。親族後見人の場合は「この書類がいる。裁判所にこ
う言われた。」と手続きをやり直している方がいる。

会長：そこを中核機関がサポートできれば。

委員：本人が認知症になり、「家族に通帳や印鑑を盗られた。」と言われるようになると後見
制度を申し立てようかという話になる。受診をして医師に普段の様子を伝えたいが、
日頃の状況をご家族は説明できない。家族からの依頼で、デイサービスでの日頃の状
況を書類にしてお渡しするが、医師は目を通されないこともあるようだ。ご本人は認
知症という認識が無いので「後見人は必要ない。」と言う。まず、医師にきちんと診
断をしていただき、それから申立ての話をしていかないと難しい。医師から、状態を
本人に伝え、家族を後見人にしてはどうか等のアドバイスをさせていただきたい。デイ
サービスを利用されている方には、デイサービスでの様子をきちんと把握していだ
けるような体制を作っていただきたい。

会長：利用に繋がらない理由に、家族や支援者は後見制度を利用してほしいが、本人が受け
入れなくて進まないというケースがある。

委員：確かに難しい課題。「妄想」を「妄想」という病状として認識するためには、いろん
な角度から情報が必要。明らかな認知症の方のような状態であれば比較的、妄想であ
ると診断がしやすいが、認知機能や計算能力、記憶力が比較的保たれた状態で、通帳
や預金、土地の登記等の問題だけ、家族をターゲットにしておられる場合は、非常に
判断が難しい。すごくナーバスな問題だ。

会長：利用促進が進まない理由としてこのような要因もあるということを理解する必要が
あると思う。

会長：基本計画の素案は、会長、副会長、事務局でたたき台を作り、委員の皆様の意見をい
ただくという方向でよいか。

異議なし。

会長：金融機関から紹介されてセンターへ相談にこられる方もいる。本人の財産を守る一端
にある金融機関に対し、アンケートを実施したい。

異議なし。

家庭裁判所：家庭裁判は後見の全てに関わっているが、裁判所は融通が利かず、後見制度の利用者に非常に負担をかけている。裁判所内でもどういう機能を中核機関にやっていただくのか議論している。最終的にどんな機能を持たせるのか、将来的な目標がないと、そこに向かっていくことができない。その目標の最終的な目的地を裁判所、協議会、センターとで整合性をとりながら、すり合わせしていく必要があり、可能な限り情報提供して連携をしていきたい。

会長：中核機関として求められる機能は様々あるが、どこまで取り組むか検討が必要。市民が後見制度を利用した生活がある程度具体的にイメージできるような相談機能をしっかり整え、可能であれば広域での対応も必要。また、親族後見人へのサポートも現実的な目標になる。不正防止機能はハードルが高い。どこをゴールにするのかは大事な視点。